

暴風・大雨・洪水警報、特別警報等発表時及び解除時の対応基準

森町教育委員会
令和2年4月1日より実施

時	状 況	対 応 基 準 の 内 容	留 意 事 項
登 校 ・ 登 園	(1) 午前6時30分の時点で暴風、大雨、洪水警報(以下、警報)のうち一つ以上発表されている。または特別警報が発表されている場合	○ 自宅待機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森町内の同報無線で自宅待機の放送を行う。 ・ 保護者との連絡を密にする中で、安全を最優先して実施する。
	(2) 午前8時30分までに警報または特別警報が解除された場合	○ 登校・登園	
	(3) 午前8時30分までに警報または特別警報が解除されなかった場合	○ 森中学校・三倉小学校・天方小学校は原則として休校 ○ 全幼稚園は休園 ○ 旭が丘中学校区・森小学校は引き続き自宅待機	
	(4) 午前11時までに警報または特別警報が解除されなかった場合	○ 旭が丘中学校区・森小学校は原則として休校	
	(5) 午前11時までに警報または特別警報が解除された場合	○ 旭が丘中学校区・森小学校は登校	
在 校 ・ 在 園	登校後、警報または特別警報が発表された場合	○ 平常通りの授業・保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・園で待機し、安全確保を徹底する。
下 校 ・ 降 園	(1) 台風の進路等により、警報または特別警報が出されると予想される場合	○ 早めに下校・降園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の安全を確認後、下校させる。
	(2) 終業時刻以前に、警報または特別警報が解除された場合	○ 平常通り下校・降園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の安全を確認後、下校させる。
	(3) 終業時刻以降も、警報または特別警報が解除されない場合	○ 学校待機 ・ 状況を見て保護者へ引き渡し ・ 職員の引率による集団下校 ・ 地区責任者に引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との連絡を密にする中で、安全を最優先して実施する。

※ 大規模停電により電話やメールが利用できない場合は、教育委員会が校長会と対応を協議して決定し、同報無線で放送する。

※ 大雨・土砂災害警戒情報等発表時及び解除時の対応については、令和元年に園・校ごとに策定する「避難確保計画」に基づいた行動をする。

森町の基準を受けて、三倉小学校では・・・

	在宅時	登校途上	下校途上	在校時
強風 大雨 注意報 洪水	登校 但し、通学途中に危険が推測される場合は、自宅待機 ※保護者が学校へ連絡	登校を急ぐ	帰宅を急ぐ	学校で状況判断をして対処する →保護者一斉メール ※放課後子供教室へ学校より連絡
暴風 大雨 警報 洪水 特別	自宅待機	登校を急ぐ	帰宅を急ぐ	学校で状況判断をして対処する →保護者一斉メール ※放課後子供教室へ連絡
気象状況によるバス運行中止の場合	自宅待機 ※保護者が学校へ連絡	夢街道線・大河内線(デマンドバス)の運行に従う Tel86-0211	学校で状況判断をして対処する →保護者一斉メール	
警報が解除された場合 ※ 気象情報を随時確認してください。	午前8時30分前までに警報が解除された場合、児童の安全確保を第一として 保護者が通学路の安全を確認の上、登校させてください。 ★ 午前8時30分の時点で警報が解除されない場合は、 休校			平常通り
その他危険が推測される場合 ※注意報・警報の有無に関わらず	自宅待機 ※保護者が学校へ連絡			学校で状況判断をして対処する →保護者一斉メール

<同報無線放送>

※ 午前6時30分の時点で、静岡県周智郡森町に、大雨・洪水・暴風雨警報のうち、一つ以上の警報が発表されている場合、「自宅待機」の放送がある。

※ 大規模停電により電話やメールが利用できない場合は、森町の同報無線で放送します。

※ **上記の対応を原則とするが、気象情報の変化・緊急事態発生等に対しては、関係機関と連絡をとり、弾力的に対応する。(安全第一主義)**